



LISA

前回の感染性廃棄物はちょっとマニアックすぎたかも。もうちょっと、一般的な条文でもいいかもね。そんなちょうどいい「へんてこ」具合の条文ない？

じゃ、今日はお馴染みの条文を取り上げてみようか。リサちゃんは委託基準って知ってるかな。



BUN



LISA

委託基準は排出事業者としては基本の「キ」よ。知ってるわよ。私が解説してもいいくらいよ。

そうか、じゃ、話は早いね。  
これが、廃棄物処理法の委託基準を規定した条文だね。



BUN



## （事業者の処理）第十二条 5

事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

じゃ、リサちゃん、解説してくれ。



BUN



LISA

（ドキッ（；^\_^A）まあ、要は簡単よ。最初と最後をくっつけて、「事業者は…ちゃんとした許可業者に委託しなければならない。」ってことよ。

大正解。さすがだね。じゃ、今日はこれでおしまい、ご苦労様でした。



BUN



LISA

センセ、そんな意地悪言わないで、ちょっと解説してよ。もう、括弧だらけのかつこつけの文章なんで、なにがなんだかわからないわ。



じゃ、一個一個やっていきましょうか。さっきのリサちゃんのやり方はあながち間違いじゃないよ。今までもやってきたように、複雑な、訳の分からない、へんてこな条文に出会ってしまったら、簡単な文言に置き換えていくか、括弧を削除しちゃったりすると基本的なことがわかりやすくなる。

じゃ、やってみようか。さっきの条文の形容詞的な部分を、A～Fで置き換えてみよう。置き換える最初にA～Fをまず入れるよ。

事業者（A中間処理業者（B発生から最終処分（C埋立処分、海洋投入処分（D海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（E特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（F発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

### A～Fで置き換えると



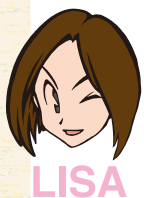
事業者（A(B(C(D))))は、その産業廃棄物（E(F)）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

上の条文をA～Fで置き換えるとこうなるね。



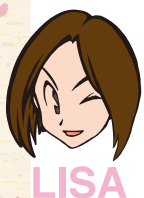
これだと辛うじてわかるわ。私が最初に言ったとおりね。事業者は収集運搬は収集運搬業者に、処分は処分業者に、それぞれ委託しなければならないって。

そう、あとは、A～Fで置き換えた文章を、小さい括弧から確認していけばいいんだ。



え～と、この文章では一番小さい、内側の括弧はDってことになるわね。D=「海洋投入処分」=「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。」となるわね。

そのとおり。単に「海洋投入」って言っちゃうと、なんでもかんでも海に投げ捨てればいいって思われちゃうから、いわば「合法的な」海洋投入ってことだね。



センス、基礎講座では「廃棄物は海に捨ててはいけません」って習ったんだけど、捨ててもいい廃棄物ってあるんですか？



BUN

今でも廃棄物処理法の条文でも、政令第6条第1項第4号には、産業廃棄物の海洋投入基準というのが規定されているよ。建設汚泥や廃酸廃アルカリ、動植物性残渣などの投入処理基準が規定されている。ただ、この条文の第5号には、「埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。」と規定されているので、実質的には現在では、海洋投入はほとんど認められていないと言ってもいいね。さて、じゃ、次の括弧に行きますか。



LISA

次はCね。  
C = 「最終処分」 = 「埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。以下同じ。」となるわね。



BUN

ここは廃棄物処理法でも理念的にはとても重要なところなんだ。「最終処分」ってなんなんだって。



LISA

これなら明解ね。最終処分とは埋立処分、海洋投入処分、再生の3つでことだよ。



BUN

ところが、同じ廃棄物処理法で次の条文があるんだ。  
「第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」  
この文章では、「分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理」って書きちゃってる。「最終処分」というのは「処分」の範疇。そうすると、「再生」というのは、「処分」とは別の分類になるのではないか。とすれば、「再生」は最終処分の中には入らない、とか言う人もいる訳さ。まあ、今回は、そんな論争は棚に上げて次に進もう。



LISA

次はBね。  
B = 「中間処理業者」 = 「発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者」となるわね。



BUN

まあ、これもこの業界に携わっている人達から言えば、当然、常識だね。つまり、最終処分の前まで廃棄物を処分する人。すなわち、中間処理業者。そしてAは。



LISA

A = ここでの「事業者」には中間処理業者を含みますよ。ってことになる訳ね。  
じゃ、文章の後段ね。後段の小さい括弧Fを見てみましょ。  
F = 「中間処理産業廃棄物」 = 「発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物」となるわね。



ここはさっきの中間処理業者と同様に、通常「中間処理残渣物」って呼んでる物だね。焼却炉で紙くずを燃やしたときに出てくる燃え殻なんかが、これに当たる。



BUN



LISA

最後にEね。  
E = 「その産業廃棄物」 = 「特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物を含む。」となるわね。

特別管理産業廃棄物については、別の条文である第12条の2第5項で別立てで委託基準を規定している。だから、この条文では「特別管理産業廃棄物を除く」と書いているんだ。ちなみに、これは基礎知識で習ったと思うけど、廃棄物処理法では特別管理産業廃棄物は産業廃棄物の中に包含されているだったね。特別管理産業廃棄物ではない産業廃棄物は特段固有の名称を与えていない。なので、便宜的に特別管理産業廃棄物ではない産業廃棄物は「普通の産業廃棄物」とか呼称している。そのため、単に条文で「産業廃棄物」と書いちゃうと、特別管理産業廃棄物も含んだものになっちゃう。だから、特別管理産業廃棄物は別ですよって規定では、わざわざこんな書き方をしなくちゃなんないんだよ。



BUN



LISA

めんどうよね。最初から「普通産業廃棄物」「特別管理産業廃棄物」ってしちゃえばいいのにね。

と言うことで、Eの「その産業廃棄物」というのは、特管産廃を除いて、中間処理残渣は含むってなるね。



BUN



やっと完成したわね。じゃ、改めて第12条第5項をBUNさん流で表現して。

厳密性には欠けるけど、次のようになるかな。  
「排出事業者は、ちゃんとした許可業者に産業廃棄物の処理を委託しないとだめだよ」



BUN



LISA

なあんだ、結局、私が最初に言ったフレーズと同じじゃない。でも、これにはいろんな枝葉が付く訳ね。復習を兼ねて私がまとめるわね。  
中間処理残渣が出る時は、中間処理業者も「事業者」に含めます。  
中間処理というのは、最終処分までの処理のことです。  
最終処分というのは、埋立処分、海洋投入処分、再生の3つです。  
収集運搬については収集運搬業の許可業者に、中間処分、最終処分については処分業の許可業者に委託しないとだめですよ。  
特別管理産業廃棄物は別の条文で規定します。  
ふ〜、これを一つの条文に入れ込んだから、こんな文章になっちゃった訳ね。今回も勉強にはなったけど、「へんてこ」って言うよりは、かっこつけ条文って感じかな。条文も人間も、あんまりかっこ付けすぎると、訳がわかんなくなっちゃうよってことかな。

(;^\_^A、そろそろ、「へんてこ」条文のネタにも詰まってきたので、大目に見てね。



BUN



しょうがないわね。次回は面白いネタ準備してね。